

役員、評議員等の報酬等並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人やすぎ福祉会（以下「法人」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員等の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づいて置かれる者をいう。
- (3) 評議員選任・解任委員会委員とは、定款第6条に基づき置かれる者をいう。
- (4) 報酬等とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であってその名称の如何を問わない。
- (5) 費用弁償とは、業務執行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費であって報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 法人は、役員等に支給する報酬等はその職務執行の対価として次の各号により支給することができる。

- (1) 理事長及び常務理事に対しては、月額で報酬を支給する。
 - (2) 理事長及び常務理事を除く役員、評議員、評議員選任・解任委員会委員に対しては、法人運営のための会議等に出席した場合、日額で報酬を支給する。
- 2 役員で、職員としての身分を有する者に対しては、報酬等は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される会議等に出席した場合は、この限りでない。

(報酬等の額の決定)

第4条 法人の役員の報酬総額は年間 10,000 千円以内とし、理事長及び常務理事の報酬は、別表1 常勤理事俸給表 に定める額とする。

- 2 理事長及び常務理事を除く役員の報酬等の額は、別記 1. 非常勤役員等の報酬
(1) 理事 及び (2) 監事に定める額とする。
- 3 評議員に対する報酬は、別記 1. 非常勤役員等の報酬 (3) 評議員に定める額とする。

4 評議員選任・解任委員会委員に対する報酬は、別記 1. 非常勤役員等の報酬(4) 評議員選任・解任委員会委員に定めた額とする。

(費用弁償の支給)

第5条 法人は、役員、評議員及び評議員選任・解任委員会委員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 理事長及び常務理事には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は、法人職員の支給基準に準ずる。

3 役員及び評議員には、出張に要する旅費(宿泊費を含む。)を、法人の旅費規程に準じて費用弁償として支給することができる。

4 監事に対しては、法人が行う会議(経営会議)の出席の際の費用として日額3,000円の日当を支払うこととする。

(報酬等の支給日)

第6条 理事長及び常務理事の報酬等は、職員の給与規程に準じて支払うものとする。

2 理事長及び常務理事を除く役員、評議員、評議員選任・解任委員会委員の報酬等は、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び、本人から申し出のあった立替金等を控除して支払う。

(公表)

第8条 法人は、この規程をもって社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、評議員会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、令和元年 6 月 22 日から施行し、第 4 条第 2 項の規程は令和元年 7 月 1 日から適用する。
- 2 「役員に対する報酬及び費用弁償支給規程」は、廃止する。
- 3 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 常勤理事俸給表

1 理事長報酬基準表

号	月額報酬（円）
1	350.000
2	400.000
3	500.000

2 常務理事報酬基準表

号	月額報酬（円）
1	200.000
2	250.000
3	300.000

別記

1. 非常勤役員等の報酬

(1) 理事

①理事会・評議員会への出席の都度 9, 0 0 0 円

(2) 監事

①理事会・評議員会への出席の都度 9, 0 0 0 円

②監事監査業務（経営会議除く）への出席の都度 9, 0 0 0 円

(3) 評議員

①評議員会への出席の都度 9, 0 0 0 円

(4) 評議員選任・解任委員会委員

①評議員選任・解任委員会への出席の都度 9, 0 0 0 円

社会福祉法人やすぎ福社会 役員等退職慰労金支給規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人やすぎ福社会（以下「法人」という。）の役員等の退職慰労金に関する事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程における用語の定義は、当該第1項に定めるところによる。

- 1 役員等の定義については、役員、評議員報酬等並びに費用弁償に関する規程第2条第1～2号による。

(役員等退職慰労金)

第3条 役員等が退任した場合には、第4条に定める基準に基づき退職慰労金を支給する。

(退職慰労金の支給基準及び計算方法)

第4条 退職慰労金の計算方法は、次のとおりとする。

- 1 理事長及び常務理事には、退任時の報酬月額×在任年数×功績倍率により得られた額を支給する。
- 2 1、以外の理事、監事、評議員には、在任年数×10,000円により得られた額を支給する。ただし、この場合の支給上限は200,000円とする。
- 3 退職慰労金の支給にあたっては、支給額、功績倍率、支給の可否も含めて理事会及び評議員会で議決し決定する。

(功績倍率)

第5条 前条第1項の功績倍率は、理事長にあつては1.5、常務理事にあつては0.8とする。

(支給の除外)

第6条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員等に対しては役員等退職慰労金は支給しない。

(在任年数の計算)

第7条 退職慰労金の算定の基礎となる在任年数の計算は、役員となった日の属する月から退任した日の属する月までの年数とし、1年未満の端数は切り捨てるものとする。

(減額又は支給停止)

第8条 退任した役員のうち、在任中に法人に重大な損害を与えた者には、これを減額または支給停止することができる。

2 解任された役員には、これを支給しない。

3 法人の財務運営に支障をきたす恐れがある場合には、これを減額又は支給停止することができる。

4 前各項については、評議員会の決議により決定する。

(公 表)

第9条 当法人は、本規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補 則)

第11条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関して必要な事項は、評議員会の決議を得て、別に定めるものとする。

(附 則)

(1) この規程は、令和3年7月1日から施行する